

本政令の和訳は、JICA 技術協力専門家が業務上作成した成果物を、日本の企業・個人の皆様がベトナムの法令を理解するための参考資料として公開するものです。利用者は、JICA のサイトポリシー (<https://www.jica.go.jp/policy/index.html>) に従って本政令の和訳を利用し、また、法律上の問題に関しては法令のベトナム語原文を参照してください。JICA は、本政令の和訳の内容の正確性について保証せず、利用者が本政令の和訳を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

政府

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

番号：35/2020/ND-CP

ハノイ、2020 年3 月24 日

競争法の条項の一部の詳細を定める政令

2015 年6 月19 日付政府組織法に基づき、

2018 年6 月12 日付競争法に基づき、

商工大臣の提議を踏まえ、

政府は競争法の条項の一部の詳細を定める政令を公布する。

第1 章

総則

第1 条 適用範囲

本政令は、競争法の第9 条、第10 条、第13 条、第26 条、第31 条、第32 条、第33 条、第36 条、第56 条および第82 条について詳細を定めるものである。

第2 条 用語の解釈

1. 他の事業者またはその事業者の一の事業分野・業種を統制・支配するとは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

a) 買収する事業者が、買収される事業者の定款資本または議決権付株式を50%を超えて取得した場合。

b) 買収する事業者が、買収される事業者の全部または一の事業分野・業種における資産の所有権または使用権を50%を超えて取得した場合。

c) 買収する事業者が以下のいずれかの権利を有することとなる場合。

- 買収される事業者の取締役会の構成員の多数もしくは全員、社員総会会長、社長もしくは総社長の選任、解任または罷免を直接または間接的に決定する権利。

- 買収される事業者の定款の変更、補足を決定する権利。
 - 買収される事業者の経営組織形態の選択、事業の分野・業種・地域・形態の選択、経営の規模および分野・業種の調整選択、経営資本の調達・分配・使用の形式・方式の選択を含む、買収される事業者の経営活動における重要な事項を決定する権利。
2. 組織および財務に関して連結する事業者グループ（以下、総称して「連結事業者グループ」という。）とは、グループ内の一つもしくは複数の事業者の統制・支配を受け、または経営主体を共有する事業者グループである。
 3. 市場占有率の値とは、競争法第 10 条に基づき画定される、関連市場における一つの事業者の市場占有率を実数で示した値であり、例えば、関連市場における市場占有率が 30 パーセント（30%）である事業者の場合、当該事業者の市場占有率の値は 30 である。
 4. 関連市場における各事業者の市場占有率の値の二乗の総和は、以下の方法により算出される。
市場占有率の値の二乗の総和 = $S_1^2 + S_2^2 + \dots + S_n^2$
そのうち： S_1, \dots, S_n は第 1 番目の事業者ないし第 n 番目の事業者それぞれの市場占有率の値である。
例：同じ関連市場において、市場占有率がそれぞれ 30%、30%および 40%である 3 つの事業者がある。関連市場における 3 つの事業者の市場占有率の値の二乗の総和は、 $30^2 + 30^2 + 40^2 = 3400$ となる。
 5. 市場参入・拡大の障壁とは、事業者の市場参入・拡大を阻止する事由をいう。

第 2 章

関連市場の画定および市場占有率の算定

第 1 節

関連市場の画定

第 3 条 関連市場

1. 関連市場は、関連製品¹市場および関連地理的市場を基礎にして画定される。

¹ ベトナム語の原文では「sản phẩm（産品）」であり、商品・役務を含む概念である。

2. 関連市場を画定するにあたり、国家競争委員会は、その事業分野・領域の所管機関、専門知識を有する企業、組織および個人の意見を聴取する権限を有する。

第4条 関連製品市場の画定

1. 関連製品市場とは、その特性、使用目的および価格に関して、相互に代替可能な商品・役務の市場をいう。

2². 商品・役務が以下の一つまたは複数の要素について同一または類似する場合、当該商品・役務はその特性において相互に代替可能であるとみなされる。

a) 商品・役務の特徴

b) 商品・役務の構成

c) 商品・役務の物理的、化学的な性質

d) 商品・役務の技術的性能

dd) 商品・役務の使用者に対する副次的効果

e) 使用者の適応力

g) 商品・役務のその他の特殊な性質

3. 商品・役務主要な使用目的が同一である場合、当該商品・役務は、使用目的について相互に代替可能であるとみなされる。

4. 商品・役務の価格の差が、類似の取引条件において5%を超えない場合、当該商品・役務は、価格について相互に代替可能であるとみなされる。5%を超える差がある場合、国家競争委員会は、本条第5項に定める複数の要素に基づいて、または本条第6項に定める方法により、価格について相互に代替可能な商品・役務であるかを確定する。

5. 本条第2項、第3項、第4項に基づく商品・役務の相互の代替可能性の確定では、関連製品市場についての結論に十分でない場合、国家競争委員会は、以下の一つまたは複数の要素をさらに検討する。

a) 他の種類の商品・役務の価格が変動する場合における、対象の種類の商品・役務の需要の変動率

² ベトナム語のアルファベットの「đ」を「dd」で示している。なお、2項において「f」が存在しないこともベトナム語アルファベット特有のものである。

b) 消費者が、他の商品・役務の購入または使用に切り替えるまでに必要な費用および時間

c) 商品・役務の使用期間

d) 消費慣習

dd) 商品・役務の代替可能性に影響を及ぼす法令の規定

e) 異なる各消費者グループ間の売買価格に関する識別可能性

g) 本政令第5条の規定に基づくその種類の商品・役務の供給における代替可能性

6. 国家競争委員会は、必要に応じて、以下の方法により、価格についての相互の代替可能性を確定することができる。

商品・役務は、関連地理的区域に居住する、無作為に抽出した調査対象の消費者1000人のうち少なくとも35%の消費者が、その使用しまたは使用しようとする商品・役務について、10%を超えて価格が引き上げられ、かつ、連続6か月その状態が継続する場合に、当該商品・役務と同様の特性、使用目的を有するその他の商品・役務に切り替え、または切り替えようとする場合、価格について相互に代替可能であるとみなされる。

本号に定める関連地理的区域に居住している消費者の人数が1000人未満である場合、無作為に抽出する調査対象の人数は、当該地理的区域内の消費者総数の最低50%をもって確定する。

第5条 供給に関する代替可能性の確定

供給に関する代替可能性とは、一種類の商品・役務の価格が5%から10%の範囲で上昇する場合に、相当程度の費用の増加がなく、6か月未満の期間で、当該商品・役務を製造・販売している各事業者がその製造量・販売量を増加させることができ、またはその他の事業者が当該商品・役務の製造・販売を開始しもしくは当該商品・役務の製造・販売に転換することである。

第6条 特別な場合における関連製品市場の画定

1. 特別な場合における関連製品市場は、一つまたは一つのグループの特殊な商品・役務の市場として、当該商品・役務の特性、消費慣習または情報技術の使用方法を含む特殊な取引方法に基づき画定することができる。

2. 本条第1項に定める場合において関連製品市場を画定するにあたっては、関連製品を補完する商品・役務の市場について追加で検討することができる。

3. 関連製品を補完する製品とは、関連製品の性能、効果を向上させるために使用され、または関連製品の使用に必要な商品・役務をいう。したがって、補完製品の価格が上昇または下降するとき、関連製品の需要がそれに応じて減少または増加する。

第7条 関連地理的市場の画定

1. 関連地理的市場は、具体的な地理的領域であり、その領域において供給される商品・役務が類似の競争条件で相互に代替可能であり、かつ、隣接する地理的領域とは相当程度に異なるものをいう。
2. 本条第1項に定める地理的領域の境界は、以下の要素に基づき画定される。
 - a) 関連商品・役務の流通に従事する事業者の営業拠点がある地理的領域
 - b) 本項第a号に定める地理的領域において関連商品・役務との競争に参加できるほど当該地理的領域に近い隣接する地理的領域に所在する他の事業者の営業拠点
 - c) 商品の運送、役務の提供にかかる費用
 - d) 商品の運送、役務の提供にかかる時間
 - dd) 市場参入・拡大の障壁
 - e) 消費慣習
 - g) 消費者が商品・役務を購入するための費用および時間
3. 地理的領域は、以下のいずれかの水準を満たした場合に、類似の競争条件を有し、かつ、隣接する地理的領域とは相当程度異なるとみなされる。
 - a) 運送費用および運送時間により、商品・役務の価格引上げが10%を超えない。
 - b) 本政令第8条に定める市場参入・拡大の障壁のいずれか一つが存在する。

第8条 市場参入・拡大の障壁

市場参入・拡大に対する各種の障壁は以下を含む。

1. 輸入税および輸入割当に関する規定、技術基準、商品・役務を製造・販売するための条件・手続、商品・役務の使用に関する規定、職業水準および国家管理機関のその他の行政決定を含む法令の規定、国家の政策によりもたらされる法的障壁
2. 商品・役務の製造・販売の投資費用、資金源、信用およびその他の金融財源への事業者のアクセス能力を含む財務的障壁
3. 事業者が市場から撤退するときに回収できない市場参入時の初期費用

4. 供給源および製造・販売のための必要不可欠なインフラ施設、市場における商品・役務の流通・消費のネットワークへのアクセス、保有に対する障壁
5. 消費慣習
6. 経営の通例、慣習
7. 知的財産権に関する法令に基づく著作権ならびに著作隣接権、工業所有権および植物品種に関する権利を含む知的財産に対する組織・個人の権利行使に関する障壁
8. その他の市場参入・拡大の障壁

第2節

市場占有率の算定

第9条 関連市場における事業者の市場占有率の算定に関する原則

1. 関連市場における事業者の市場占有率は、競争法第10条の定める方法のいずれかにより算定される。
2. 市場占有率を算定するにあたり、国家競争委員会は、分野・領域を管理する機関、専門知識を有する企業、組織および個人の意見を聴取する権限を有する。

第10条 連結事業者グループの市場占有率の算定

1. 連結事業者グループの一種類の商品・役務の売上高、購入額、販売数量、購入数量は以下のとおり算定される。
 - a) 連結事業者グループの市場占有率を算定するための一種類の商品・役務の売上高、購入額、販売数量、購入数量は、連結事業者グループ内の全ての事業者の当該商品・役務の売上高、購入額、売上数量、購入数量の合計から算出される。
 - b) 連結事業者グループの一種類の商品・役務の売上高、購入額、販売数量、購入数量は、連結事業者グループ内の各事業者間の商品販売・役務提供による売上高、購入額、販売数量、購入数量を含まないものとする。
2. 連結事業者グループに属する事業者の市場占有率とは、即ち当該連結事業者グループの市場占有率をいう。

第3章

競争制限協定の相当程度の競争制限的効果またはそのおそれの評価

第 11 条 競争制限協定の相当程度の競争制限的効果またはそのおそれの評価内容

1. 国家競争委員会は、競争法第 12 条 3 項および 4 項に定める場合に該当する競争制限協定の相当程度の競争制限的効果またはそのおそれの評価する。

2. 競争制限協定の相当程度の競争制限的効果またはそのおそれの評価は、以下の一つもしくは複数の要素に基づいて行う。

a) 協定に参加しない各競争事業者との相関関係に基づいて評価される、協定に参加する各事業者の市場占有率の値の変動の状況、傾向

b) 本政令第 8 条に定める市場参入・拡大時に事業者の決定に影響を与える要素に基づき協定の競争制限的効果またはそのおそれを確定するために評価される、市場参入・拡大の障壁

c) 関連分野および領域における技術研究、開発、革新または技術能力向上の目標に関する競争制限協定の競争制限的効果またはそのおそれを確定するために評価される技術研究、開発、革新の制限または技術能力の制限

d) 製造・販売活動におけるインフラ施設の必要不可欠性、および協定に参加しない競争事業者が当該インフラ施設または類似のインフラ施設にアクセスし、またはそれらを保有するための費用および時間に基づいて評価される、必要不可欠なインフラ施設へのアクセス、その保有可能性の減少

dd) 協定の前後の、協定参加事業者の商品・役務購入、または他の競争事業者の商品・役務に切り替える場合の消費者の必要な費用および時間の比較に基づいて確定される、協定参加事業者の商品・役務購入、または他の関連する商品・役務に切り替える場合の消費者の費用および時間の増加

e) 市場における各事業者の競争活動に対する、協定参加事業者の関連分野・領域における各特殊要素の影響の程度に基づき確定される、協定参加事業者の関連分野・領域における各特殊要素への影響を通じた、市場における競争制限のおそれ

3. 競争制限協定は、以下のいずれかに該当する場合、相当程度の競争制限的効果がない、またはそのおそれがないとみなされる。

a) 同じ関連市場における各事業者間の競争制限協定であり、協定に参加する事業者の市場占有率の合計が 5% 未満である場合

b) 特定の商品・役務に関する一つの製造・流通・供給連鎖における、異なる段階に従事する各事業者間の競争制限協定であり、協定に参加するそれぞれの事業者の市場占有率が 15% 未満である場合

4. 協定の競争制限的効果またはそのおそれを評価するにあたり、国家競争委員会は、関連する機関、組織、個人の意見を聴取し、かつ、協定に参加する事業者に対して、必要な情報、資料の提供を要請する権限を有する。

第4章

相当程度の市場優位性の確定

第12条 事業者および事業者グループの相当程度の市場優位性の確定内容

1. 国家競争委員会は、以下の一つまたは複数の要素に基づき、競争法第26条に定める事業者および事業者グループの相当程度の市場優位性を確定する。

a) 関連市場における各事業者・事業者グループ間の市場占有率の比較に基づき評価される、関連市場における各事業者間の市場占有率の相関関係

b) 他の競争事業者との相関関係に基づく、事業者、事業者グループの財務能力、資金源・信用およびその他の金融財源へのアクセス能力、総資金源、総資産、労働者数、製造規模、商品・役務の流通・消費ネットワークに基づき評価される事業者、事業者グループの財務、規模の優位性

c) 本政令第8条に定める、市場参入・拡大時に事業者の決定に影響を与える要素に基づき評価される、他の事業者に対する市場参入・拡大の障壁

d) 商品・役務の流通・消費ネットワークまたは市場における商品・役務の供給源を保有し、統制することによる、他の競争事業者と比較した事業者、事業者グループの優位性に基づき評価される、商品・役務を流通、消費する市場または商品・役務の供給源を保有し、これらにアクセスし、統制する能力

dd) 事業者、事業者グループが所有し、または製造・販売に使用しているテクノロジー、技術基盤に関する、他の競争事業者と比較した優位性に基づき評価される、事業者、事業者グループのテクノロジー、技術基盤に関する優位性

e) 他の競争事業者と比較した事業者、事業者グループの優位性を確定するために、商品・役務の製造・販売のためのインフラ施設の必要不可欠性、アクセス能力に基づき評価される、インフラ施設を所有し、保有し、これにアクセスする権利

g) 他の競争事業者と比較した事業者、事業者グループの優位性を確定するために、商品・役務の製造・販売活動における知的財産権の対象の必要不可欠性、事業者のアクセス能力に基づき評価される、知的財産権の対象を所有し、使用する権利

h) 消費者、事業者が、同じ関連市場におけるその他の事業者の商品・役務の購入・販売に切り替えるために必要な費用および時間に基づき確定される、その他の関連商品・役務の供給元または需要者に切り替える能力

i) 事業者、事業者グループが現に経営活動をする分野・領域における具体的な条件において他の競争事業者と比較した事業者、事業者グループの優位性を確定するために評価される、当該分野・領域における特殊な要素

2. 事業者、事業者グループの相当程度の市場優位性を確定するにあたり、国家競争委員会は、関連する機関、組織、個人の意見を聴取し、かつ、事業者に対して必要な情報、資料の提供を要請する権限を有する。

第 5 章

経済集中

第 13 条 経済集中届出の対象範囲

1. 経済集中に参加する各事業者は、本条第 2 項に定める場合を除き、競争法第 33 条 1 項の規定に従い、以下のいずれかに該当する場合、経済集中を行う前に、国家競争委員会に届け出なければならない。

a) ベトナムの市場における、事業者または当該事業者の所属する連結事業者グループの総資産が、経済集中を行う年の直前の会計年度において 3 兆ドン以上である場合。

b) ベトナムの市場における、事業者または当該事業者が構成員である連結事業者グループの総売上高あるいは総購入高が、経済集中を行う年の直前の会計年度において 3 兆ドン以上である場合。

c) 経済集中の取引価値が 1 兆ドン以上である場合。

d) 経済集中参加する事業者の関連市場における市場占有率の合計が、経済集中を行う年の直前の会計年度において 20% 以上である場合。

2. 経済集中に参加する金融機関、保険事業者、証券会社である各事業者は、競争法第 33 条 1 項の規定に従い、以下のいずれかに該当する場合、経済集中を行う前に、国家競争委員会に届け出なければならない。

a) ベトナムの市場における、保険事業者または当該事業者の所属する連結保険事業者グループ、証券会社または当該会社の所属する連結証券会社グループの総資産が、経済集中を行う年の直前の会計年度において 15 兆ドン以上である場合。ベトナムの市場における、金融機関または当

該金融機関の所属する連結金融機関グループの総資産が、経済集中を行う年の直前の会計年度において、ベトナムの市場における金融機関全体の総資産の 20%以上である場合。

b) ベトナムの市場における、保険事業者または当該事業者の所属する連結保険事業者グループの総売上高または総購入高が、経済集中を行う年の直前の会計年度において 10 兆ドン以上である場合。ベトナムの市場における、証券会社または当該会社の所属する連結証券会社グループの総売上高または総購入高が、経済集中を行う年の直前の会計年度において 3 兆ドン以上である場合。ベトナムの市場における、金融機関または当該金融機関の所属する連結金融機関グループの総収益が、経済集中を行う予定の年の直前の会計年度において、金融機関全体の総収益の 20%以上に達した場合。

c) 保険事業者、証券会社の経済集中の取引価値が 3 兆ドン以上である場合。金融機関の経済集中の取引価値が、経済集中を行う年の直前の会計年度における金融機関全体の総定款資本の 20%以上に達した場合。

d) 経済集中に参加する事業者の関連市場における市場占有率の合計が、経済集中を行う年の直前の会計年度において 20%以上である場合。

3. 経済集中がベトナム国外において実施される場合、経済集中届出の対象範囲には、本条の第 1 項 a 号、b 号または d 号、第 2 項 a 号、b 号または d 号が適用される。

第 14 条 経済集中の予備評価

1. 国家競争委員会は、十分かつ適法な経済集中届出書類を受領した日から 30 日以内に、以下のいずれかの内容の経済集中の予備評価の結果を通知する。

- a) 経済集中を実施することができる旨の決定
- b) 経済集中について正式な評価を行う旨の決定

2. 経済集中は以下のいずれかに該当する場合、実施することができる。

- a) 経済集中に参加する事業者の市場占有率の合計が、関連市場において 20%未満である場合。
- b) 経済集中に参加する予定の事業者の市場占有率の合計が、関連市場において 20%以上であり、かつ、関連市場における経済集中後の各事業者の市場占有率の値の二乗の総和が 1,800 未満である場合。
- c) 経済集中に参加する予定の事業者の市場占有率の合計が、関連市場において 20%以上であり、関連市場における経済集中後の各事業者の市場占有率の値の二乗の総和が 1,800 を超え、かつ、関連市場における各事業者の市場占有率の値の二乗の総和の経済集中前後の増分が 100 未満である場合。

d) 特定の商品・役務の製造・流通・供給連鎖において相互に関連し、または事業分野・業種が相互に投入または補完し合う経済集中に参加する各事業者の市場占有率が、それぞれの関連市場において 20%未満である場合。

3. 本条第 1 項に定める期間が経過したにもかかわらず、国家競争委員会が予備評価の結果について通知を發出していない場合、経済集中を実施することができる。

4. 本条第 2 項および第 3 項に定める事由に該当しない経済集中は、正式な評価を受ける。

第 15 条 経済集中の相当程度の競争制限的効果またはそのおそれについての評価内容

1. 経済集中前後の、関連市場における経済集中に参加する事業者の市場占有率の合計

2. 事業者の市場優位性を創出または強化するおそれ、関連市場における各事業者間の協調・共謀を増長する蓋然性を確定するために評価される、経済集中の前後を通じた関連市場の集中度

3. 他の競争事業者の市場参入を阻止し、または排除することを目的として、経済集中後の各当事者が、競争事業者と比較して優れた競争優位性を創出する可能性を確定するために評価される、経済集中に参加する各事業者の特定の商品・役務の製造・流通・供給連鎖における関係性、または経済集中に参加する事業者が相互に投入または補完し合う事業分野・業種

4. 経済集中の後に形成される事業者の相当程度の市場優位性を創出または強化するおそれをもたらす、関連市場における他の競争事業者との関係での経済集中後の事業者の製品の特性、製造・流通連鎖、財務能力、ブランド名、テクノロジー、知的財産権に関する優位性およびその他の優位性に基づき全体的に検討される、関連市場における経済集中による競争優位性

5. 以下の一つまたは複数の要素に基づき評価される、経済集中後に事業者が価格を高め、または利益率を増加させる能力

a) 経済集中後の事業者が、関連市場において商品・役務の価格を引き上げ、製造量または取引条件を変更する可能性に伴う、予想される需要の変化

b) 経済集中後の事業者が、商品・役務の価格を引き上げ、製造量または取引条件を変更する可能性に伴う、関連市場における競争事業者の供給の予想される変化

c) 経済集中に参加する事業者への投入商品・役務を供給する事業者の価格、製造量、取引条件の予想される変更

d) 市場における競争事業者が、販売価格または利益率を増加させるために、協調または合意を行うこととなる条件およびそのおそれ

dd) 経済集中後、事業者が価格または利益率を増加させる能力に影響を与えるその他の要素

6. 以下の一つまたは複数の要素に基づき確定される、経済集中後の他の事業者の市場参入・拡大を排除または阻止する能力

a) 経済集中前後の、製造・販売のために必要な要素を統制する程度

b) 経済集中前の段階における、分野・領域内の競争の特徴および経済集中に参加する事業者の競争行為

c) 本政令第8条に定める市場参入・拡大の障壁

d) 経済集中後に、事業者が他の事業者の市場参入・拡大を排除または阻止する可能性を高めるその他の要素

7. 事業者が経済集中を実施する分野・領域における特殊要素は、当該要素が、本条に定める、経済集中の競争制限的効果またはそのおそれの評価結果に直接影響を与え、または相当程度にその結果を変更しうる場合に考慮される。

第16条 経済集中の積極的な効果の評価内容

国家競争委員会は、以下の要素の一つまたは複数の要素の組合せに基づき、経済集中の積極的な効果进行评估する。

1. 以下の場面において評価される、国家の戦略・計画に従った分野・領域または科学、テクノロジーの発展に向けた積極的な効果

a) 政府または政府首相が承認した分野・領域の戦略・計画において示される目標に適合する経済集中により実現しうる地方、産業、事業分野および社会の規模、リソースによって経済効率を促進させる可能性

b) 商品・役務の価格を引き下げ、品質を向上させ、または消費者およびコミュニティの利益に資することを目的として生産性、品質、経営効率を向上させるため、経済集中後の事業者が科学およびテクノロジーの進歩を活用する程度

2. 経済集中によりもたらされると予想される、中小事業者の市場参入・拡大の機会および条件、または中小事業者の商品・役務の製造連鎖、流通ネットワークへの参加にあたっての機会および条件についての評価に基づき検討される、中小事業者の発展に向けた積極的な効果

3. 経済集中後の事業者の国内の製造・消費、商品・役務の輸出の規模拡大による経済集中の積極的な効果に基づき評価される、国際市場におけるベトナム事業者の競争力の増大

第6章

競争審査手続

第 1 節 証拠

第 17 条 証明の権利、義務

1. 不服申立者は、資料、証拠を収集、提出し、かつ、当該申立てに十分根拠があり、適法であることを証明する権利および義務を有する。
2. 独立した立場で競争審査手続を申請することについて権利・義務を有する者は、資料、証拠を提供し、かつ、当該申請に十分根拠があり、適法であることを証明する権利および義務を有する。
3. 自己に対する他者による申立て、申請に対し防御する被不服申立者、被審査人、関連する権利・義務を有する者は、当該防御に十分根拠があることを証明する権利を有し、かつ、証明するために証拠を提示しなければならない。
4. 競争事件審査機関は、競争法第 80 条 2 項に定める場合における、競争に関する法令違反行為を証明する義務を負う。

第 18 条 証明を要しない事実関係または事件

以下の事実関係または事件は、証明することを要しない。

1. 明白で誰もが知っており、かつ、競争制限事件処理評議会または国家競争委員会が認めた事実関係または事件
2. 文書に記載され、かつ、適法に公証・認証を受けた事実関係または事件。当該文書における事実関係または事件の真実性に疑いがある場合、国家競争委員会は、当該文書を提供、提出した機関、組織、個人に、原本または正本を提出するよう要求することができる。
3. 被不服申立者、被審査人、関連する権利・義務を有する者が、他の当事者の提示した事実関係、事件、資料、文書を認め、または否認しないときは、その事実関係、事件、資料、文書を提示した当事者は証明することを要しない。被不服申立者、被審査人、関連する権利・義務を有する者が審査手続に参加する代理人を有している場合において、当該代理人が認め、または否認しないときは、それが代理の範囲を超えない限り、当該当事者が認めたものとみなす。

第 19 条 証拠の提出

1. 通訳人を除く、競争法第 66 条に定める競争審査手続の参加者は、競争事件の審査、解決にあたって、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会に資料、証拠を提出する権利および義務を有する。

2. 本条第1項に定める資料、証拠の提出は、記録に記載しなければならない。記録には、証拠の名称、形態、内容、特徴、証拠の部数、ページ数および受領した時間を明記し、提出者の署名または指印、および受領者の署名ならびに競争事件審査機関、国家競争委員会の押印を含まなければならない。記録は二部作成し、一部は競争事件書類に組み入れ、もう一部は、証拠を提出した当事者に交付する。

3. 少数民族の言語または外国語による資料、証拠は、適法に公証・認証を受けたベトナム語の翻訳文を添付しなければならない。

4. 資料、証拠の提出期間は、競争法第81条、第87条に定める審査期限、競争法第89条、第90条、第91条に定める補充審査期限を徒過してはならず、または国家競争委員会の委員長、競争制限事件処理評議会の要請に従う。

第20条 鑑定意見の徴求、鑑定の申出

1. 不服申立者、被不服申立者、被審査人、その他関連する権利・義務を有する者は、競争事件審査機関の長、競争制限事件処理評議会に対して鑑定意見の徴求の申立てを行い、または、競争事件審査機関の長、競争制限事件処理評議会が鑑定意見の徴求の申立てを拒否した場合には、自ら鑑定を申し出る権利を有する。鑑定を要求する権利は、競争事件の審査、処理の期限内において行使される。

2. 競争事件審査機関の長、競争制限事件処理評議会は、不服申立者、被不服申立者、被審査人、その他関連する権利・義務を有する者からの求めがある場合、または必要と判断する場合、鑑定実施決定を行う。鑑定実施決定には、鑑定人の氏名、住所、鑑定が必要な対象、鑑定が必要な事項、鑑定人の結論が必要な具体的要求を明記しなければならない。

3. 鑑定の結論が不明確であり、不服申立者、被不服申立者、被審査人、その他関連する権利・義務を有する者からの求めがある場合、または競争事件審査機関の長、競争制限事件処理評議会が必要と判断する場合、鑑定人に対して鑑定の結論の説明を求め、関連する内容について直接陳述させるために鑑定人を招喚する。

4. 競争事件審査機関の長、競争制限事件処理評議会は、不服申立者、被不服申立者、被審査人、関連する権利・義務を有する者が要求した場合、または必要と判断した場合、鑑定の結論に不明確、不十分な内容がある場合、または以前の鑑定で結論付けられた事件の事実関係に関連する新たな問題が生じた場合、追加鑑定実施決定を行う。

5. 再鑑定は、初回鑑定の結論が不正確であり、または法令に違反した旨の根拠がある場合に実施される。

第21条 偽造と告発された証拠の鑑定意見の徴求

1. 証拠が偽造であるとして告発された場合、その証拠の提出者は、証拠を取り下げる権利を有する。証拠を取り下げない場合、告発人は、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会に、鑑定意見の徴求を申し立てる権利を有する。

2. 証拠の偽造に犯罪の兆候がある場合、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会は、刑事訴訟法に定められる、権限を有する調査機関にこれを送付する。

3. 偽造の証拠を提出した者は、当該証拠偽造により他の組織、個人に損害が発生した場合には、その損害を賠償し、かつ、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会が鑑定の実施を決定した場合、その鑑定費用を負担しなければならない。

第 22 条 資料、証拠の収集の囑託

1. 競争事件の処理において、国家競争委員会は、本条第 3 項に定められる権限を有する機関に、審査手続参加者の陳述を聴取し、または資料、証拠を収集し、競争事件の事実関係を確認するためのその他の措置の執行を囑託する決定を行うことができる。

2. 囑託決定には、審査手続参加者の氏名、住所、および資料、証拠の収集のための具体的な囑託業務を明記しなければならない。

3. 資料、証拠の収集を外国で行わなければならない場合、競争事件審査機関の長、競争制限事件処理評議会の要求に応じ、国家競争委員会は、権限を有するベトナムの機関、またはベトナム社会主義共和国とともに本件に関する国際条約に加入している外国の権限を有する機関を通じて、または、互助原則に基づき、ベトナム法に違反せず国際法および国際慣習に適合する範囲において、囑託手続を実施する。

4. 本条第 1 項に定める囑託を実施できない、または囑託を実施したがその回答を得られない場合、国家競争委員会、競争制限事件処理評議会は、事件書類における既存の情報、証拠に基づき競争事件を処理する。

第 23 条 証拠保存

1. 証拠が競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会に提出された場合、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会がその保存につき責任を負う。

2. 証拠を競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会に提出できない場合、当該証拠を保有している者がその保存につき責任を負う。

3. 保存のために証拠を第三者に提出する必要がある場合、競争事件審査機関の長、競争制限事件処理評議会はその決定により、保存のための第三者への証拠提出記録を作成する。保存を引き受けた者は、記録に署名しなければならないが、当該証拠保存に対する報酬を受ける権利を有し、かつ、当該証拠保存について責任を負う。

4. 資料、証拠を毀損してはならない。

第 24 条 証拠調べ

1. 証拠調べは、十分で、客観的、包括的、かつ正確でなければならない。

2. 競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会は、各証拠について、証拠間の関連性を調べ、かつ、各証拠の法的価値を確定しなければならない。

第 25 条 証拠の公表および使用

1. 本条第 2 項および第 3 項に定める場合を除き、すべての証拠は公表され、公開的に使用される。

2. 国家競争委員会委員長、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会は、以下の証拠を公表せず、公開的にも使用しない。

a) 法令の規定に基づく国家機密に属する証拠

b) 醇風美俗³、競争審査手続参加者の正当な要求による、職業上の秘密、営業秘密、個人の秘密に関連する証拠

3. 必要な場合、国家競争委員会委員長、競争事件審査機関、競争制限事件処理評議会は、競争事件の審査および処理に適切な時期において、複数、一部または全部の証拠を公表し、かつ、公開的に使用する権限を有する。

4. 審査手続遂行機関、審査手続遂行者、審査手続参加者は、本条第 2 項に定める、公表および公開的な使用の対象とならない証拠を、法令の規定に従い秘匿しなければならない。

第 2 節

競争事件の審査、処分における行政違反の防止および処分保証措置⁴

第 26 条 競争事件の審査、処分において権限を有する機関に行政違反の防止および処分保証措置の適用を要請する手続

1. 国家競争委員会の委員長は、競争事件の審査、処分において、文書により、権限を有する機関に対し、行政違反の防止および処分保証措置の適用を要請する。

2. 競争事件の審査、処分において、行政違反の防止および処分保証措置の適用を要請する文書は、以下の主要な内容を含まなければならない。

³ 美しい伝統、風俗習慣を指す。法令の文書に限らず、ベトナムで一般的に使用されている言葉であるため、原文のとおり直訳している。

⁴ 「行政違反の防止および処分保証措置」とは、事業者が行政違反行為に及ばないこと、および関係機関が必要な処分を行うことを保証するために講じられる措置をいう。

a) 日付

b) 競争事件の審査、処分における行政違反の防止および処分保証措置の適用が提案されている事業者、分野・業種の団体、機関、組織、個人の名称、住所

c) 競争法違反行為の要旨

d) 競争事件の審査、処分において行政違反の防止および処分保証措置を適用しなければならない理由

dd) 適用する必要がある、競争事件の審査、処分における行政違反の防止および処分保証措置の適用期間、範囲および内容、ならびにその他の具体的な提案

3. 要請文書を受領した日から3営業日以内に、要請を受けた機関は、競争事件の審査、処分における行政違反の防止および処分保証措置の適用に関する決定を行わなければならない。要請を受けた機関が、行政違反の防止および処分保証措置の適用を拒否する場合には、文書により回答し、かつ、その理由を明記しなければならない。

第 27 条 競争事件の審査、処分において行政違反の防止および処分保証措置を実施するための連携責任

国家競争委員会は、競争事件の審査、処分において行政違反の防止および処分保証措置を適用するとき、権限を有する機関と連携する責任を負う。

第 28 条 競争事件の審査、処分における行政違反の防止および処分保証措置の適用の取消し

競争事件の審査、処分において行政違反の防止および処分保証措置を適用すべき理由がなくなった場合、国家競争委員会の委員長は、権限を有する機関に対し、適用された措置の取消しを要請する。

第 7 章

施行条項

第 29 条 施行効力

本政令は、2020年5月15日から施行し、効力を有する。

第 30 条 施行の組織

1. 財務省は、競争制限協定に対する免除措置申請書類の審査過程、経済集中届出書類の審査過程、競争事件の審査過程および競争審査手続の過程において発生する費用を確保するための経費の設定、管理、使用について施行細則を定める。
2. 商工大臣、国家競争委員会の委員長は、本政令の施行を組織する責任を負う。
3. 各大臣、省同等機関の長、政府所属機関の長、各省・中央直轄市の人民委員会委員長は、本政令を施行する責任を負う。

送付先：

- 共産党中央委員会書記局
- 政府首相、各副首相
- 各省、省同等機関、政府所属機関
- 各省・中央直轄市の人民評議会、人民委員会
- 共産党の中央事務局および各委員会
- 書記長事務局
- 国家主席事務局
- 民族評議会および国会の各委員会
- 国会事務局
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計検査機関
- 国家財政監察委員会
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体の中央機関
- 政府官房：長官、各副長官、首相助手、電子情報ポータル社長、各部局、所属単位、官報
- 保存：文書管理、総合経済（2部）

政府を代表して
首相

グエン・スアン・フック